株主各位

東京都千代田区四番町 6 番株式会社オプト 代表取締役社長 鉢 嶺 登

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成26年3月26日(水曜日)午後6時までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日 時 平成26年3月27日(木曜日) 午後3時
- 2. 場 所 東京都千代田区四番町6番 東急番町ビル 当社 5階会議室
- 3. 株主総会の目的事項

報告事項

- 1. 第20期(平成25年1月1日から平成25年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査 役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第20期 (平成25年1月1日から平成25年12月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役5名選任の件

第3号議案 監査役1名選任の件

第4号議案 当社株式に対する大規模買付行為への対応方針(買収防衛策) 継続の件

以 上

- (お 願 い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へ ご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、 本招集ご通知をご持参ください。
- (お知らせ) 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正 すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社WEBサイト (http://www.opt.ne.jp/) にて、修正後の内容を掲載いたします。

事 業 報 告

(平成25年1月1日から) 平成25年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業の経過及び成果

当社グループの主要事業領域の一つであるインターネット広告の国内市場は、景気回復の影響もあり、スマートフォンやタブレット端末をはじめとしたスマートデバイスや、動画広告の台頭に加えて、引き続き検索連動広告に代表される運用型広告や、リアルタイムで広告掲載の入札を行うターゲティング広告などが高い成長を遂げました。これらの結果、平成25年には9,381億円にまで拡大し、テレビ広告に次ぐ市場として継続的に成長しております。(株式会社電通発表)

このような状況の下、当社グループの当連結会計年度における売上高は67,624百万円(前連結会計年度比14.3%減)となり、営業利益1,300百万円(前連結会計年度比13.7%減)、経常利益1,105百万円(前連結会計年度比18.5%減)、当期純利益610百万円(前連結会計年度比26.5%減)となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

<広告・ソリューション事業分野>

当事業においては、インターネット広告販売及び広告制作、ウェブサイト開発、SEOソリューションサービス、eマーケティングを支援する各種ソリューションの提供、オムニチャネル開発販売を行っております。株式会社クラシファイドがYahoo!不動産新築及び中古物件情報のクラシファイド広告、ソウルドアウト株式会社が中堅・ベンチャー企業向けにインターネット広告の取り扱いを行っております。また、クロスフィニティ株式会社がSEOソリューションサービス及びメディアコンサルティングサービス、株式会社エスワンオーインタラクティブが広告主向けにインターネットマーケティングの戦略的運用を支援するトレーディングデスクを提供しております。

当連結会計年度においては、株式会社エスワンオーインタラクティブのトレーディングデスク、クロスフィニティ株式会社のアフィリエイト広告が好調に推移するとともに、単体におけるアドネットワーク広告やアフィリエイト広告が堅調に推移いたしました。一方、ディスプレイ広告やフィーチャーフォン向け広告の取り扱いが減少したほか、新規投資に向けた人員採用やオムニチャネルに代表される新規商品開発によるコスト増加に加え、広告運用ツールのシステム変更等による、想定以上の業務負荷が発生いたしました。また、平成25年1月31日付「株式会社電通との業務提携内容の変更に関するお知らせ」にて発表いたしました株式会社電通との業務提携契約変更に伴うメディアバイイング機能の見直しにより、売上高・利益が減少しております。

以上の結果、当事業の売上高は58,414百万円(前連結会計年度比18.6%減)、 営業利益706百万円(前連結会計年度比64.4%減)となりました。

<データベース事業分野>

当事業においては、インターネット広告の効果測定システムやサイト内解析システムなどのラインナップを備える「ADPLAN(アドプラン)」シリーズの開発販売を行っております。また、株式会社Platform IDがオーディエンスターゲティング広告配信ツール「Xrost(クロスト)」シリーズの開発販売、株式会社Consumer firstがデータ分析によるマーケティング支援サービスの提供を行っております。

当連結会計年度においては、株式会社Platform IDのXrostシリーズ開発、株式会社Consumer firstにおけるビッグデータ解析プラットフォーム「C-Finder」への新規開発コストがかかる中で、ターゲティング広告市場の拡大等により業績が好調に推移いたしました。

以上の結果、当事業の売上高は3,132百万円(前連結会計年度比15.6%増)、 営業利益453百万円(前連結会計年度比57.0%増)と増収増益となりました。

<ソーシャル&コンシューマ事業分野>

当事業においては、株式会社モバイルファクトリーがゲームアプリの企画開発・販売及び着メロ、占いなどのモバイルコンテンツの提供、株式会社コンテンツワンがWebアプリケーション系に特化した開発、コンサルティング、育成事業、株式会社マルチメディアスクール・ウェーヴがIT-Web系に特化した技術者育成事業を行っております。

当連結会計年度においては、株式会社モバイルファクトリーのゲームアプリ及び株式会社コンテンツワンのWebアプリケーション系に特化した開発、コンサルティング、育成事業が堅調に推移いたしました。また、株式会社マルチメディアスクール・ウェーヴにおいては、前連結会計年度に引き続き事業及び拠点再編に取り組み、経営効率の改善に注力いたしました。なお、単体においてはコンシューマ向け事業から撤退しております。

以上の結果、当事業の売上高は2,365百万円(前連結会計年度比9.2%増)、 営業利益29百万円(前連結会計年度は590百万円の営業損失)と黒字転換するこ とができました。

<海外事業分野>

当事業においては、韓国のeMFORCE Inc. がインターネット広告サービスの提供、OPT America, Inc. が米国展開及び情報収集、台湾のglocom, Inc. がインターネット広告の運用事業等を行っております。

当連結会計年度においては、eMFORCE Inc. が韓国国内景気後退の影響等を受けました。

以上の結果、当事業の売上高は3,488百万円(前連結会計年度比32.8%増)、 営業損失165百万円(前連結会計年度は162百万円の営業損失)となりました。

<投資育成事業分野>

当連結会計年度より、単体においてインターネット関連ベンチャー企業の加速的成長を促進する専門部門を設置したことにより、「投資育成事業」を報告セグメントに追加しております。

当連結会計年度においては、既存保有株式の売却を行うとともに、新規の投資先の開拓を行っております。

以上の結果、当事業の売上高は599百万円、営業利益273百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、以下の点を主な経営課題と捉えております。

- ①eマーケティングノウハウのさらなる向上
- ②当社グループ自社商品による収益性の向上・独自性の明確化
- ③データベース事業の規模拡大
- ④顧客営業力の強化
- ⑤メディアとの関係性の強化
- ⑥ガバナンスとスピードを両立できるグループ経営管理体制の構築
- ⑦生産性向上のための I Tインフラ整備
- ⑧社員教育の強化
- (3) 設備投資の状況 特記すべき事項はありません。
- (4) 資金調達の状況 特記すべき事項はありません。
- (5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 特記すべき事項はありません。
- (6) 他の会社の事業の譲受けの状況 特記すべき事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 特記すべき事項はありません。
- (8) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 特記すべき事項はありません。

(9) 財産及び損益の状況

区分				第17期 (平成22年12月期)	第18期 (平成23年12月期)	第19期 (平成24年12月期)	第20期 (当連結会計年度) (平成25年12月期)
売	上	高	(千円)	58, 132, 558	62, 260, 552	78, 909, 290	67, 624, 291
経	常利	益	(千円)	1, 457, 051	1, 294, 971	1, 355, 893	1, 105, 117
当	期純利	益	(千円)	596, 347	600, 803	830, 705	610, 726
1 树	当たり当期糾	利益	(円)	4, 026. 22	4, 031. 95	28. 23	20. 73
総	資	産	(千円)	29, 898, 625	30, 784, 993	36, 838, 321	39, 656, 268
純	資	産	(千円)	18, 380, 399	18, 538, 786	19, 618, 539	25, 166, 422

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算定しております。
 - 2. 当社は平成25年1月1日付で普通株式1株につき普通株式200株の株式分割を行っておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し1株当たり当期純利益を算定しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社との関係
 特記すべき事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	主要な事業内容
㈱クラシファイド	119,805千円	66.0%	クラシファイド広告の企画・販売
クロスフィニティ㈱	30,000千円	66.7%	SEOソリューションサービス及び メディアコンサルティングサービス
ソウルドアウト㈱	50,000千円	100.0%	中堅・ベンチャー企業向け広告代理
㈱ Platform ID	30,000千円	51.0%	データプラットフォーム事業

(注) 当社の連結子会社は、上記の会社を含め12社であります。

(11) 主要な事業内容(平成25年12月31日現在)

当社グループは、株式会社オプトと連結子会社12社により構成されており、インターネット広告販売及び広告制作、ウェブサイト開発、SE0サービス、eマーケティングを支援する各種ソリューションの提供、オムニチャネル開発・販売を主とした「広告・ソリューション事業」、インターネット広告効果測定システムやサイト内解析システム等の提供を主とした「データベース事業」、ソーシャルアプリ・モバイルコンテンツ企画開発、IT人材の育成・派遣等の提供を主とした「ソーシャル&コンシューマ事業」、海外におけるインターネット広告販売、情報収集、投資先支援を主とした「海外事業」、インターネット関連ベンチャー企業への投資等を行う「投資育成事業」を行っております。

事 業 区 分	主な事業内容
広告・ソリューション事業	Yahoo! JAPAN、Google等インターネット広告専門の広告代理業 eマーケティング支援・分析、クリエイティブ、SEO、サイト開 発等の総合的な支援サービス オムニチャネル開発・販売 SNS関連サービス 等
データベース事業	インターネット広告効果測定システム、ターゲティング広告配 信ツール開発・販売 等
ソーシャル&コンシューマ事業	ソーシャルアプリ・モバイルコンテンツの企画開発 WEB・IT分野を中心としたシステム/サイト開発 人材支援及び教育事業 等
海外事業	海外調査・開発、投資先支援 韓国でのインターネット広告専門の広告代理業 米国における情報収集 eマーケティング運用支援 等
投資育成事業	インターネット関連ベンチャー企業への投資 等

(12) 主要な営業所 (平成25年12月31日現在)

① 当社

営	業	ŧ	所	所		右	Ē		地
本			社	東	京	都干	千 代	田	区
大	阪	支	社	大	阪	府	大	阪	市
沖	縄	支	社	沖	縄	県	那	覇	市

② 子会社

会 社	名	所			在			地
㈱クラシファ~	イド	東	京	都	千	代	田	区
クロスフィニテ	イ (株)	東	京	都	千	代	田	区
ソウルドアウ	(株)	東	京	都	千	代	田	区
(株) Platform	I D	東	京	都	千	代	田	区

(13) 従業員の状況 (平成25年12月31日現在)

従	業	員	数	前連結会計年度末比増減
		1,	344名	83名増

- (注) 1. 従業員には、パート・派遣社員は含まれておりません。
 - 2. 従業員には、当社グループ外への出向者は含まれておりません。
- (14) 主要な借入先 (平成25年12月31日現在) 特記すべき事項はありません。
- (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項 特記すべき事項はありません。

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項(平成25年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 86,630,400株

② 発行済株式の総数 29,914,000株 (自己株式440,000株含む)

③ 株主数 8,423名

④ 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
㈱電通デジタル・ホールディングス	4,899,000株	16. 62%
H I B C ㈱	4,811,600株	16. 32%
カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)	3,641,000株	12. 35%
海老根智仁	1,436,900株	4. 87%
PBC IST OMNIBUS 15.315 PCT NON LENDING ACCOUNT	882,700株	2. 99%
野 内 敦	870,000株	2. 95%
日本マスタートラスト信託銀行㈱(信託口)	516,900株	1.75%
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱(信託口)	504, 500株	1.71%
小 林 正 樹	450,800株	1. 52%
㈱ S B I 証券	346,000株	1. 17%

⁽注) 持株比率については、自己株式(440,000株)を控除して算出し、小数点第3位以下は切り 捨てしております。また、HIBC株式会社は当社代表取締役社長である鉢嶺登が全株式を保有 する資産管理会社であります。

⑤ その他株式に関する重要な事項

- 1. 当社は、平成25年1月1日付で普通株式1株につき普通株式200株の株式分割を行ったことにより、発行済株式の総数が29,726,222株増加しております。
- 2. 当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が38,400株増加しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

① 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付され た新株予約権の状況

	第7回一1新株予約権	第8回一1新株予約権
発行決議日	平成21年5月28日	平成25年1月31日
新株予約権の数	10個	600個
新株予約権の目的となる 株式の種類及び数	普通株式2,000株 新株予約権1個につき200株	普通株式60,000株 新株予約権1個につき100株
新株予約権の払込金額	無償	新株予約権1個当たり 500円
新株予約権の行使に際して出資 される財産の額	新株予約権1個当たり 135,000円	新株予約権1個当たり 69,000円
権利行使期間	平成23年5月30日から 平成26年5月29日まで	平成25年3月4日から 平成29年3月3日まで
行使の条件	(別記1)	(別記2)
当社取締役(社外取締役を除く)	保有者数:1名 新株予約権の数:10個	保有者数:4名 新株予約権の数:600個
当社社外取締役	保有者数:0名 新株予約権の数:0個	保有者数:0名 新株予約権の数:0個
当社監査役	保有者数:0名 新株予約権の数:0個	保有者数:0名 新株予約権の数0個

当社は、平成25年1月1日を効力発生日として、当社普通株式1株につき200株の株式分割を行うとともに、当社の普通株式100株を1単元とする単元株制度を採用しております。

(別記1)

行使条件

- 1. 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について新株 予約権の要項に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が 生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、取締役会の決議に より特に行使を認められた場合はこの限りでない。
- 2. 本新株予約権の行使は1 新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の 行使は認められないものとする。また、行使の結果発行される株式数は整数でな ければならず、1 株未満の端数の部分についてはこれを切り捨て、株式は割り当 てられないものとする。かかる端数等の切り捨てについて金銭による調整は行 わない。

(別記2)

行使条件

- 1. 権利者は、平成25年12月期又は平成26年12月期の営業利益(会社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書における営業利益をいう)が下記1)又は2)に掲げる各条件を充たした場合、各権利者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を当該条件の達成された期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までに行使することができる。なお、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
 - 1) 下記(a) 又は(b) を充たした場合、行使可能割合は50%とする。
 - (a) 平成25年12月期の営業利益が18.5億円を超過した場合
 - (b) 平成26年12月期の営業利益が24億円を超過した場合
 - 2) 上記にかかわらず、平成25年12月期及び平成26年12月期の営業利益の合計が42.5億円を超過した場合、各権利者は割り当てられた本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない全ての本新株予約権を行使することができるものとする。
- 2. その他の条件については、(別記1)行使条件に記載の内容と同様であります。
 - ②当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付した新株予約 権の内容の概要

当事業年度中に当社従業員、当社子会社役員及び従業員に職務執行の対価として交付した新株予約権は、「(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況」の「第8回-1 新株予約権」に記載の内容のとおりであり、その区分別合計は以下のとおりであります。

		新株予約権の数	交付者数
	当社従業員(当社役員を除く)	14,400個	293名
第8回-1新株予約権	当社子会社の役員及び 従業員(当社の役員及 び従業員を除く)	_	_

③その他新株予約権等に関する重要な事項 特記すべき事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役に関する事項

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長CE0	鉢 嶺 登	
取締役C00	石 橋 宜 忠	OPT America, Inc. 代表取締役社長
取 締 役	野 内 敦	㈱Platform ID 代表取締役社長
取 締 役	岩切隆吉	glocom, Inc. 董事長
取 締 役	大久保 克 彦	株電通デジタル・ホールディングス 取締役常務執行役員
取 締 役	渡 辺 朗	カルチュア・コンビニエンス・クラブ㈱ 執行役員
常勤監査役	石 崎 信 明	
監 査 役	大 原 猛	㈱電通デジタル・ホールディングス 監査役
監 査 役	呉 雅俊	㈱TNPパートナーズ 代表取締役社長
監 査 役	山上俊夫	弁護士

- (注) 1. 取締役大久保克彦氏及び取締役渡辺朗氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役石崎信明氏、監査役大原猛氏、監査役呉雅俊氏及び監査役山上俊夫氏は、社外監 査役であります。
 - 3. 監査役石崎信明氏は、上場企業の財務及び会計に関する業務を担当した経験があり、また中小企業診断士の資格を有する経営コンサルタントとして、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 監査役呉雅俊氏は、上場企業の財務及び経理に関する業務の担当、また取締役管理部長などを歴任した経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 取締役であった海老根智仁氏、大山俊哉氏及び杉浦敬太氏は、平成25年3月28日開催の第 19回定時株主総会の終結をもって任期満了により退任いたしました。
 - 6. 当社は、監査役石崎信明氏、監査役呉雅俊氏及び監査役山上俊夫氏を東京証券取引所の 定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報酬等の額
取 締 ぞ	5名	103,967千円
(うち社外取締役)	(0名)	(一千円)
監 査 ぞ	3名	15,510千円
(うち社外監査役)	(3名)	(15,510千円)
合 (うち社外役員)	· 8名 (3名)	119, 477千円 (15, 510千円)

- (注) 1. 平成18年3月30日開催の株主総会の決議による取締役の報酬限度額は年額200,000千円であり、これには使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。
 - 2. 平成18年3月30日開催の株主総会の決議による監査役の報酬限度額は年額30,000千円であります。
 - 3. 取締役の支給員数には、平成25年3月28日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって 退任した1名を含んでおります。
 - 4. 監査役3名は、社外監査役であります。
 - 5. 社外取締役 4名 (平成25年3月28日開催の第19回定時株主総会終結の時をもって退任した2名を含む) 及び社外監査役1名については、無報酬であるため人員に含まれておりません。

③ 社外役員に関する事項

当社での地位	氏		名	他の法人等の 重要な 兼職の状況	当社での主な活動状況	責任限定契約 の 内 容
取締役	大久任	'呆 克	 彦	㈱電通デジタ ル・ホールディングス 取締役常務執 行役員	当事業年度に開催された取締役会19回全てに出席し、電通グループのデジタル・ビジネス領域における事業戦略に長年携わったことにより有した、その豊富な経験と幅広い見識をもとに、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。	
取締役	渡i	IJ.	朗	カルチュア・ コンビニエン ス・クラブ㈱ 執行役員	平成25年3月28日就任以降に開催された取締役会12回のうち10回出席し、同氏が有するカルチュア・コンビニエンス・クラブ㈱における事業統括に携わったことにより有した豊富な経験と幅広い見識をもとに、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。	当社定款に基づき、公司
監査役	石山	倚 信	言明	_	当事業年度に開催された取締役会19回全て、監査役会14回全てに出席し、中小企業診断士の資格を有する経営コンサルタントとしての見地より経営の客観性や中立性の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。	社 第423 条 第 項 質 い 損 任 て 害 法 会
監査役	大师	亰	猛	(株電通デジタ ル・ホールデ イングス 監査役	当事業年度に開催された取締役会19回のうち 17回出席し、監査役会14回のうち13回出席 し、電通グループの監査業務に携わることで 得た企業監査に関する豊富な経験と高い見識 をもとに、議案審議等に必要な発言を適宜行 っています。	める限度限を 低限で を に で に で に に に に に に に に に に に に に
監査役	呉	雅	生 俊	㈱TNPパート ナーズ 代表取締役社長	当事業年度に開催された取締役会19回のうち 18回出席し、監査役会14回のうち12回出席 し、上場企業での取締役経験者としての見 地、経営の客観性や中立性の観点から、議案 審議等に必要な発言を適宜行っています。	
監査役	Щ_	上修	竞 夫	弁護士	当事業年度に開催された取締役会19回のうち 17回出席し、監査役会14回全てに出席し、弁 護士としての見地より、議案審議等に必要な 発言を適宜行っています。	

- (注) 1. 取締役大久保克彦氏、監査役大原猛氏が兼務する㈱電通デジタル・ホールディングスは 当社の大株主であります。
 - 2. 取締役渡辺朗氏が兼務するカルチュア・コンビニエンス・クラブ㈱は当社の大株主であります。
 - 3. 監査役呉雅俊氏が兼務する(㈱TNPパートナーズと当社との関係には特記すべき事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他 の財産上の利益の合計額

25,000千円

45,800千円

- (注) 1. 上記報酬等の額は、会社法上の監査に対する報酬の額及び金融商品取引法上の監査 に対する監査報酬の額などの合計額であります。
 - 2. 連結子会社のeMFORCE Inc. は、韓国 (大韓民国) の監査法人HANSHIN ACCOUNTING CORPORATIONより計算関係書類の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非 監査業務)であるアドバイザリー業務に対し1,940千円を支払っております。

3. 会社の体制及び方針

- (1) 業務の適正を確保するための体制
 - ① 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するため の体制

管理部門を管掌する役員が中心となって管理業務を所管する部門とともに研修、マニュアルの作成・配布等を行うことなどにより、取締役及び役職員に対しコンプライアンスの知識を高めるとともに、尊重する意識の醸成を図っております。

- ② 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制 取締役は、重要な意思決定及び報告に関して、「文書管理規程」に基づき文 書の作成、保存、管理及び廃棄を行い、社内情報を適切に保存・管理し、監査 役が求めた場合、閲覧可能な状態としております。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制 取締役会において「リスク管理基本方針」を策定し、管理部門を管掌する役 員が中心となってリスク管理事務局を運営し、リスク管理を行っております。 各部門長は各リスク所管部門として、適宜リスク管理の状況を経営会議及び取 締役会へ報告しております。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 事業計画を定め、会社として達成するべき目標を明確化するとともに、業績 目標を明確化し、かつその評価方法を明らかにすることとしております。各部 門に対し、業績への責任を明確にするとともに、業務効率の向上を図っており ます。
- ⑤ 会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確 保するための体制

グループ会社を統制する業務を遂行する担当役員は、グループ会社の業務の 適正を推進・管理しております。また、グループ会社の管理業務を所管する部 門は、グループ全体のリスクの評価及び管理の体制を適正に構築し、運用する ことを図っております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用 人に関する事項

監査役が職務遂行について補助すべき使用人を求めた場合、必要な人員を配置しております。

- ⑦ 前号使用人の取締役からの独立性に関する事項 監査役を補助するべき使用人の人事異動に関しては、監査役会の意見を尊重 しております。
- ® 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告 に関する体制

取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項を発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役による違法、または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと認めた事項が生じたときは、直ちに監査役に報告することとしております。

⑨ その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制 取締役は、監査制度に対する理解を深め、社内環境を整備して監査制度がより効率的に機能するように図っております。

代表取締役は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために、取締役会の開催前に監査役に対し開催日程を通知し、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図っております。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を制定し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行います。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社の「倫理規程」において、反社会的勢力(犯罪対策閣僚会議により制定された『企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針』において定義される「反社会的勢力」をいいます。)との関係を一切遮断することを定め、反社会的勢力による不当要求等に対しては、組織的に対応することとしております。

また、平素から、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築するとともに、新規取引の際の契約書に反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

(2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、配当金につきましては、事業年度ごとの利益の状況、将来の事業展開などを勘案しつつ、安定した配当を維持するとともに株主の皆様への利益還元に積極的に努めてまいりました。この方針のもと、当事業年度末の配当金につきましては、1株当たり配当金を8円50銭とさせていただき、東証一部への市場変更の記念配当15円と合わせて、1株あたり23円50銭といたしたいと存じます。

なお、当社は平成25年1月1日付で1株につき200株の割合をもって株式分割を行っております。

(3) 株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針当社は、平成18年11月16日の取締役会決議により、大規模買付行為(特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買取行為。いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。)に対する方針及び買収防衛策(以下「本施策」といいます。)として、いわゆる「事前警告型防衛策」を導入し、平成25年3月28日の第19回定時株主総会にて、平成26年3月31日を有効期限とした継続の決議をしております。

当社は株式を公開している、いわゆる上場企業である以上、当社株式の自由な 売買がなされることは至極当然であるとの認識のもと、もし当社株式に対して、 大規模買付行為を行う特定株主グループが出現したとしても、その大規模買付行 為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主 の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、株主の皆様が当社株式の売却を行うか否かを判断するにあたっては、十分な情報が株主の皆様に提供されることが極めて重要であり、もし十分な情報提供がなされない場合には、株主の皆様の利益を大きく毀損する恐れがあると考えております。

従いまして、当社といたしましては、株主の皆様の適切な判断に資するため、大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討し、また、経営評価委員会への諮問を行い、勧告を受けて取締役会としての意見を形成したのちにそれらを開示し、さらに、必要に応じて株主意思を確認の上、大規模買付者と交渉したり、株主の皆様へ代替案を提示することが、当社として当然の責務であると考えております。

また、当社は顧客のインターネット上でのマーケティング活動を支援する事業 (広告・ソリューション事業分野、データベース事業分野、ソーシャル&コンシューマ事業分野、海外事業分野)及び投資育成事業分野を展開しております。

当社の経営はこの各事業特性を前提とした経営のノウハウ、並びにインターネットやマーケティングに関する知識・経験を有する従業員、取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等が重要であり、これらへの理解が当社の企業価値の維持・向上には不可欠であると考えております。

このような当社の事業に対する理解なくして当社の企業価値の把握は困難であり、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価・検討するに際しては、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営について株主の皆様から委任を受けており、当社の事業特性を十分理解している当社取締役会の評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが必要不可欠と考えております。

以上の考え方に基づき、当社としては、大規模買付行為における一定のルールを策定いたしました。かかるルールに則り、当社取締役会は、株主の皆様が大規模買付行為に対する判断を行うために必要かつ十分な情報を収集・提供し、また、適宜、経営評価委員会の勧告とあわせて、これを評価・検討して取締役会としての意見をまとめて公表することとし、さらに、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求め、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、又は、大規模買付ルールに則っていたとしても、大規模買付行為が株主の皆様の共同の利益を著しく損なう場合等には、必要に応じて株主意思を確認の上、当社取締役会がその時点で適切と考える一定の措置を講じることができるものといたします。

一般に、大規模買付行為に対する当社の対応によっては、本施策のような施策が現経営陣の保身に利用され、また、不当に株主の株式売却に対する自由を妨害することにつながるという弊害も指摘されているところでありますが、本施策は、あくまで株主の皆様が自由な意思決定を行うための前提として必要な情報・機会を確保することを目的として、それに必要かつ相当なルールを設定するものであり、かかる弊害は生じないものと考えております。

なお、平成26年4月1日以降の本施策につきましては、平成26年3月27日開催 予定の第20回定時株主総会による承認を条件として継続することとしております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任又は不再任の決定については、監査役会の同意を要することとしております。

監査役会は、会社都合の場合のほか、会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社グループの監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、取締役会に対して会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に付議するよう請求することとしております。

当事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満切り捨て、比率その他については小数点第2位で四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成25年12月31日現在)

科 目	金額	科 目	金額
【資産の部】		【負 債 の 部】	
流動資産	32, 430, 870	流動負債	13, 898, 523
現金及び預金	11, 494, 000	支払手形及び買掛金	7, 668, 648
受取手形及び売掛金	8, 929, 372	短 期 借 入 金	200, 000
有 価 証 券	1, 999, 461	未払法人税等	681, 528
営業投資有価証券	9, 142, 620	繰延税金負債	3, 142, 150
たな卸資産	71, 852	賞与引当金	259, 215
繰 延 税 金 資 産	69, 029	そ の 他	1, 946, 981
そ の 他	887, 287		
貸倒引当金	$\triangle 162,753$	固 定 負 債	591, 322
		長 期 借 入 金	55, 552
		退職給付引当金	127, 819
固 定 資 産	7, 225, 397	繰延税金負債	39, 963
(有形固定資産)	638, 241	資産除去債務	127, 815
建物及び構築物	284, 564	そ の 他	240, 171
リース資産	260, 924	負 債 合 計	14, 489, 845
そ の 他	92, 751	【純資産の部】	
		株 主 資 本	18, 185, 328
(無形固定資産)	1, 231, 726	(資 本 金)	7, 617, 986
のれん	212, 306	(資本剰余金)	7, 712, 346
そ の 他	1, 019, 419	(利益剰余金)	3, 072, 641
		(自己株式)	△217, 646
(投資その他の資産)	5, 355, 429	その他の包括利益累計額	5, 751, 105
投資有価証券	3, 635, 776	(その他有価証券評価差額金)	5, 417, 587
そ の 他	2, 108, 424	(為替換算調整勘定)	333, 517
貸倒引当金	△388, 772	新 株 予 約 権	39, 798
		少数株主持分	1, 190, 189
		純 資 産 合 計	25, 166, 422
資 産 合 計	39, 656, 268	負債・純資産合計	39, 656, 268

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)

科	目	金	額
		並	
売 上	高		67, 624, 291
	原 価		55, 687, 050
売 上 糸	治 利 益		11, 937, 240
販売費及び一	般管理費		10, 636, 921
営業	利 益		1, 300, 319
営 業 外	収 益		
受 取	利息	34, 249	
受 取 手	数料	20, 960	
投 資 事 業 組	合 運 用 益	31, 519	
そ の	他	15, 046	101, 775
営 業 外	費用		
支 払	利 息	13, 783	
持分法によ	る 投 資 損 失	132, 623	
貸 倒 引 当	金繰入額	60, 388	
そ の	他	90, 181	296, 977
経常	利 益		1, 105, 117
特 別	利益		
持 分 変	動益	136, 308	
投 資 有 価 証	券 売 却 益	1, 043, 778	
そ の	他	22, 228	1, 202, 315
特別	損 失		
固定資産	除却損	63, 144	
固定資産		27, 297	
減損	損 失	39, 277	
投 資 有 価 証	券 評 価 損	121, 194	
投 資 有 価 証		129, 370	
	金繰入額	278, 810	
そ の	他	19, 933	679, 027
税金等調整前			1, 628, 405
法人税、住民和		1, 014, 327	
法 人 税 等		△175, 234	839, 092
少数株主損益調			789, 312
少数株	主 利 益		178, 586
当期	屯 利 益		610, 726

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)

		株	主 資	本	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成25年1月1日残高	7, 600, 567	7, 694, 938	3, 030, 216	△217, 646	18, 108, 076
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	17, 419	17, 407			34, 827
剰余金の配当			△544, 558		△544, 558
当 期 純 利 益			610, 726		610, 726
連結範囲の変動			△30, 807		△30, 807
持分法の適用範囲の変動			7, 064		7, 064
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変動額(純額)					_
連結会計年度中の変動額合計	17, 419	17, 407	42, 424	_	77, 251
平成25年12月31日残高	7, 617, 986	7, 712, 346	3, 072, 641	△217, 646	18, 185, 328

	その他の包括利益累計額					
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	新株予約権	少数株主持分	純資産合計
平成25年1月1日残高	117, 127	44, 572	161, 700	64, 124	1, 284, 638	19, 618, 539
連結会計年度中の変動額						
新 株 の 発 行			_			34, 827
剰余金の配当			_			△544, 558
当 期 純 利 益			_			610, 726
連結範囲の変動			_			△30, 807
持分法の適用範囲の変動			_			7,064
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変動額(純額)	5, 300, 460	288, 944	5, 589, 405	△24, 325	△94, 448	5, 470, 630
連結会計年度中の変動額合計	5, 300, 460	288, 944	5, 589, 405	△24, 325	△94, 448	5, 547, 882
平成25年12月31日残高	5, 417, 587	333, 517	5, 751, 105	39, 798	1, 190, 189	25, 166, 422

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

- 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
 - (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の状況
 - ・連結子会社の数 12社
 - ・連結子会社の名称 ソウルドアウト株式会社 クロスフィニティ株式会社

株式会社クラシファイド

株式会社エスワンオーインタラクティブ

株式会社Platform ID

株式会社Consumer first

株式会社コンテンツワン

株式会社モバイルファクトリー

株式会社マルチメディアスクール・ウェーヴ

OPT America, Inc.

eMFORCE Inc.

glocom, Inc.

株式会社Consumer first、glocom, Inc. については新規設立したため連結の範囲に含めております。また、OPT America, Inc. については重要性が増したため、連結の範囲に含めております。なお、OPT America, Inc. は、特定子会社となっております。

株式会社ホットリンクについては、保有株式を売却したことにより、連結の範囲から除外しております。Chai Communication Co., LTD. については、当該会社の意思決定機関を支配する要件を満たさないこととなったため、連結の範囲から除外し持分法適用関連会社に含めております。なお、これらについては、持分比率の減少時までの損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書のみを連結しております。

- ② 非連結子会社の状況
 - ・主要な非連結子会社の名称 北京欧芙特信息科技有限公司 株式会社サーチライフ
 - ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及 び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を 及ぼしていないためであります。

- (2) 持分法の適用に関する事項
 - ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況
 - ・持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数 3社
 - ・持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の名称 株式会社TAGGY

MCN Asia Holdings, Pte. Ltd

Chai Communication Co., LTD.

株式会社TradeSafeについては重要性が乏しくなったため、持分法の適用範囲から除外しております。

- ② 持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社等の状況
 - ・持分法を適用しない主要な非連結子会社及び関連会社の名称

非連結子会社 :北京欧芙特信息科技有限公司

株式会社サーチライフ

関連会社 :株式会社メディアライツ

株式会社デジミホ

株式会社アスコエパートナーズ

・持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体として重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用関連会社は、決算日が連結決算日と異なりますが、当該会社の事業年度に関わる財務諸表を使用しております。

なお、決算日と連結決算日との差異が6ヶ月を超える持分法適用関連会社については、連結決算日直近となる各社の中間決算日現在の中間財務諸表を使用しております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項 連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計処理基準に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - 1) 有価証券
 - イ. 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しております。
 - ロ.子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
 - ハ. その他有価証券(営業投資有価証券を含む)
 - 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

- ・時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。
- ・投資事業有限責任組合等への出資 入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額 を加減する方法によっております。

2) たな卸資産

イ. 仕掛品

主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿 価切り下げの方法により算定)を採用しております。

口. 貯蔵品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく 簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法によっております。

但し、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)について は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物

5~22年

工具器具及び備品

4~14年

2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。但し、自社利用ソフトウェアについては社内利用 可能期間(主として5年)に基づく定額法によっております。

3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とする定額法によっております。

- ③重要な引当金の計上基準
 - 1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の 支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

- 3) 退職給付引当金
- 一部の連結子会社において、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額を計上しております。
- ④重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。

⑤のれんの償却に関する事項

のれんは、主として5年間で均等償却しております。

- ⑥その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - 1)消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。
 - 2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(減価償却方法の変更)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成25年1月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

なお、これによる当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「投資その他の資産」の「繰延税金資産」は明瞭性を高める観点から表示科目の見直しを行い、当連結会計年度では「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の連結貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に含めている「繰延税金資産」は134,425千円であります。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「流動負債」の「リース債務」は明瞭性を高める観点から表示科目の見直しを行い、「未払金」は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度では「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に含めている「リース債務」は48,925千円、「未払金」は843,268千円であります。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「固定負債」の「リース債務」は明瞭性を高める観点から表示科目の見直しを行い、当連結会計年度では「固定負債」の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の連結貸借対照表において、「固定負債」の「その他」に含めている「リース債務」は229,632千円であります。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「受取配当金」は明瞭性を高める観点から表示科目の見直しを行い、当連結会計年度では「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。なお、当連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に含めている「受取配当金」は41千円であります。

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めておりました「持分変動益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。なお、前連結会計年度の連結損益計算書において「特別利益」の「その他」に含めていた「持分変動益」は42,301千円であります。

4. 追加情報に関する注記

当連結会計年度に当社にて投資育成事業を開始し、投資目的の有価証券の取得及び 売却等を営業取引として行うことになったため、連結貸借対照表上、投資育成目的の 有価証券を流動資産の「営業投資有価証券」に、また、連結損益計算書上、当該有価 証券に係る損益を「売上高」及び「売上原価」に計上しております。

また、株式会社ホットリンクについては、当連結会計年度に同社の株式を譲渡し、連結の範囲から除外したため、残存分についてその保有目的を見直した結果、所有目的を投資育成事業目的に変更し、営業投資有価証券に振り替えております。

これらにより、連結貸借対照表の流動資産が9,142,620千円増加し、固定資産が同額減少しており、連結損益計算書の売上高が599,182千円、売上原価、販売費及び一般管理費が326,139千円増加し、営業利益及び経常利益が273,043千円増加しております。なお、税金等調整前当期純利益への影響はありません。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 一括掲記のたな卸資産の内訳

仕掛品59,011千円貯蔵品12,840千円

(2) 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

投資有価証券 (株式)

1,143,600千円

投資有価証券 (その他の有価証券)

85,379千円

(3) 担保資産及び担保付債務

① 担保に供している資産 現金及び預金(定期預金)

301,096千円

② 上記に対応する債務 支払手形及び買掛金

114,347千円

(4) 有形固定資産の減価償却累計額

410,504千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式(注) 1・2	149, 378	29, 764, 622	_	29, 914, 000
自己株式				
普通株式(注)1・3	2, 200	437, 800	_	440, 000

- (注)1. 当社は平成25年1月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。
 - 2. 普通株式の発行済株式総数の増加29,764,622株は、株式分割による増加29,726,222株及び 新株予約権の権利行使による増加38,400株であります。
 - 3. 普通株式の自己株式の増加437,800株は、株式分割による増加であります。

(2) 新株予約権に関する事項

	D 66 1, 4x 7			目的	目的となる株式の数(株)				
区	分	内	訳 目的となる 株式の種類		当連結会計 年度期首	増加	減少	当 連 結 会計年度末	年度末残高 (千円)
当	社	ストック ション の新株		_			_	_	39, 798
		1	十 信		_	_	_	_	39, 798

(3) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配 当 金 の 総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年3月28日 定時株主総会	普通株式	544, 558	3, 700	平成24年 12月31日	平成25年 3月29日

- (注) 当社は平成25年1月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っておりますが、 株式分割前の株数を基準に記載しております。
 - ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配 当 金 の 総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年3月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	692, 639	23. 5	平成25年 12月31日	平成26年 3月28日

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に関する取組方針

当社グループは、資金の状況及び金融市場の状況を鑑み、資金運用については安全性、流動性を重視した金融資産を購入しております。また、資金調達については安定性、経済性、機動性に配慮した手段を採用しております。

当社グループは、専門部署を通じ投資目的の有価証券を運用する、投資育成事業を行っております。なおデリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては当社グループの与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。外貨建ての営業債権は、為替リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券、及び当社グループの業務上関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

当社グループが保有する営業投資有価証券及び上記以外の投資有価証券は、主に株式及び組合等出資金等であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらのうち上場株式については、市場価額の変動リスクに晒されております。また、未上場株式等については、未上場企業が、上場企業に比べ、収益基盤や財務基盤が不安定で経営資源も制約されることから、経済環境等の影響を受けやすいため、以下のリスクが存在します。

- a. 投資によってはキャピタルゲインが得られるかどうかについての確約はありません。
- b. 投資によってはキャピタルロスが発生する可能性があります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。外貨建ての営業債務は、為替リスクに晒されております。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - ・信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理 当社グループは、与信管理規定に従い営業債権について、取引開始時にお ける与信調査、回収状況の継続的なモニタリング、与信限度額の見直し等を 実施しております。
 - ・市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理 投資有価証券については、定期的に時価や発行体 (取引先企業) の財務状 況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見 直しております。
 - ・資金調達に係る流動性リスク (支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理 当社グループは、財務担当部署において適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合に は合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変 動要因を織込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価 額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成25年12月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注2)参照)。

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	11, 494, 000	11, 494, 000	_
(2) 受取手形及び売掛金	8, 929, 372	8, 929, 372	_
(3) 有価証券・営業投資有価証券及び 投資有価証券	10, 884, 197	10, 884, 197	
資産計	31, 307, 570	31, 307, 570	_
(1) 支払手形及び買掛金	7, 668, 648	7, 668, 648	_
負債計	7, 668, 648	7, 668, 648	_

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金 これらは、すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことか ら、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券・営業投資有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、原則として株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格又は元利金の合計額を残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは、すべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1, 978, 117
非上場債券	250, 000
投資事業有限責任組合及びそれに類する 組合への出資	1, 580, 165
その他の関係会社有価証券	85, 379
合計	3, 893, 662

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)有価証券・営業投資有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

区分	1年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	11, 494, 000	_	_	_
(2) 受取手形及び売掛金	8, 929, 372	_	_	_
(3) 有価証券・営業投資有価 証券及び投資有価証券				
1. 債券				
満期保有目的の債券	_	250, 000	_	_
2. その他				
その他有価証券のうち満 期があるもの	1, 999, 461	_	_	_
合計	22, 422, 834	250, 000	_	_

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

812円 12銭

1株当たり当期純利益

20円 73銭

当社は、平成25年1月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。

9. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、平成26年1月31日開催の取締役会において、スキルアップ・ビデオテクノロジーズ株式会社(以下、スキルアップ VT 社)の発行済株式の85.0%を取得し子会社とすることを決議し、平成26年2月18日に株式譲渡契約を締結いたしました。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容 被取得企業の名称 スキルアップ・ビデオテクノロジーズ株式会社 事業の内容 デジタルコンテンツ配信プラットフォームの提供事業

② 企業結合を行った主な理由

当社は、今後市場の急拡大が見込まれる『動画広告分野』へ重点的に社内リソースや資金を投下し、ノウハウや市場シェアの獲得に向け注力しております。

このような状況の中、既に動画広告のノウハウを保有し、動画配信プラットフォーム事業を展開するスキルアップ VT 社の株式を取得 (子会社化) することにより、当社及びスキルアップ VT 社双方にとって企業価値の最大化に繋がるものと考え、スキルアップ VT 社の株式を取得することといたしました。

本件により、当社グループは動画広告市場におけるシェア拡大を見込み、お客様のROI最大化に向けたeマーケティングバリューチェーンの構築・強化に繋がるものと考えております。

- ③ 企業結合日 平成26年2月18日
- ④ 企業結合の法的形式 金銭による株式の取得
- ⑤ 結合後企業の名称 名称の変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率企業結合直前に所有していた議決権比率企業結合日に取得した議決権比率

-% 85.0%

取得後の議決権比率

85.0%

① 取得企業を決定するに至った主な根拠 当社が金銭を対価として株式を取得したためであります。

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価

2,203,999千円

取得に直接要した費用 (概算)

9,800千円

取得原価

2,213,799千円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間 現時点では確定しておりません。

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳 現時点では確定しておりません。

<u>貸借対照表</u>

(平成25年12月31日現在)

4 1 D	金額	科目	(平位・117)
科目	並 領		金額
【資産の部】 流動資産	24, 581, 577	【負債の部】	
現金及び預金	6, 330, 350	流動負債	10, 400, 535
受取手形	1, 813	買 掛 金	5, 121, 815
売 掛 金	5, 673, 758	リース債務	48, 925
有 価 証 券	1, 999, 461	未 払 金	848, 133
営業投資有価証券	9, 142, 620	未払費用	287, 657
原材料及び貯蔵品	8,000	未払法人税等	478, 431
仕 掛 品 前 渡 金	57, 486 147, 235	未払消費税等	104, 569
立 替金	64, 619		·
関係会社短期貸付金	323, 907	繰延税金負債	3, 143, 185
未収入金	753, 460	前 受 金	128, 300
その他	186, 094	預 り 金	85, 716
貸倒引当金	△107, 228	賞 与 引 当 金	153, 261
 固定資産	8, 971, 326	そ の 他	537
(有形固定資産)	496, 174		
建物	195, 413	固定負債	325, 425
工具器具備品	39, 836	リース債務	229, 632
リース資産	260, 924	資産除去債務	95, 792
(無形固定資産)	424, 430		
特 許 権 商 標 権	634 1, 045		10, 725, 961
ロー 保 性 ソフトウェア	396, 546	【純資産の部】	
ソフトウェア仮勘定	10, 181	株 主 資 本	17, 369, 607
のれん	14, 280	(資 本 金)	7, 617, 986
その他	1, 742	(資本剰余金)	7, 712, 346
(投資その他の資産)	8, 050, 721	資本準備金	2, 829, 475
投資有価証券 関係会社株式	1, 076, 435 4, 675, 927	その他資本剰余金	4, 882, 871
その他の関係会社有価証券	4, 675, 927 85, 379	(利益剰余金)	2, 256, 920
長期貸付金	71, 376	その他利益剰余金	2, 256, 920
関係会社長期貸付金	680, 000	繰越利益剰余金	2, 256, 920
株主、役員又は従業員に対する長期貸付金	6, 640		
長期未収入金	743, 508	(自己株式)	△217, 646
破産更生債権等長期前払費用	22 66, 793	評価・換算差額等	5, 417, 536
敷金及び保証金	837, 038	その他有価証券評価差額金	5, 417, 536
操延税金資産	183, 696	新 株 予 約 権	39, 798
貸倒引当金	△376, 096	純 資 産 合 計	22, 826, 942
資 産 合 計	33, 552, 904	負債・純資産合計	33, 552, 904

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

<u>損 益 計 算 書</u> (平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)

(単位:千円)

科	目		金	額
売 上	高			47, 417, 951
売 上	原 価			41, 371, 767
売 上	総利	益		6, 046, 184
販売費及び一	般管理費			5, 588, 983
営業	利	益		457, 201
営 業 外	収 益			
受 取	利 息		19, 713	
有 価 証	券 利 息		11, 508	
投 資 事 業	組合運用益		55, 260	
受 取	配 当 金		97, 428	
業務	受 託 料		104, 949	
そ	の他		7, 816	296, 676
営 業 外	費用			
支 払	利 息		8, 571	
貸 倒 引 当	金繰入額		60, 388	
そ	の他		50, 076	119, 036
経 常	利	益		634, 841
特 別	利 益			
投 資 有 価	証券売却益		1, 031, 917	
そ	の他		22, 228	1, 054, 146
特 別	損 失			
固定資	産 除 却 損		58, 624	
固定資	産 売 却 損		26, 801	
減損	損 失		39, 277	
投 資 有 価	証券評価損		119, 194	
投 資 有 価	証券売却損		129, 370	
貸倒引当	金繰入額		278, 810	
そ	の他		3, 285	655, 362
税引前当	角期 純 利 i	益		1, 033, 624
法人税、住民	と税及び事業税		592, 102	
法 人 税	等 調 整 額		△131, 571	460, 530
当 期	純 利 勃	益		573, 094

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成25年1月1日から平成25年12月31日まで)

(単位:千円)

						-122 • 1 1 1 1 7 /
		株	主	資	K	
		資 :	本 剰 余	金	利益乗	11余金
	資本金	資本準備金	その他	資本剰余金	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金
		貝子牛佣立	資本剰余金	合 計	繰越利益 剰 余 金	合 計
平成25年1月1日残高	7, 600, 567	6, 812, 067	882, 871	7, 694, 938	2, 228, 384	2, 228, 384
事業年度中の変動額						
新 株 の 発 行	17, 419	17, 407		17, 407		_
資本準備金からその他 資本剰余金への振替		△4, 000, 000	4, 000, 000	_		_
剰余金の配当				_	△544, 558	△544, 558
当 期 純 利 益				_	573, 094	573, 094
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)				_		_
事業年度中の変動額合計	17, 419	△3, 982, 592	4,000,000	17, 407	28, 535	28, 535
平成25年12月31日残高	7, 617, 986	2, 829, 475	4, 882, 871	7, 712, 346	2, 256, 920	2, 256, 920

	株 主	資 本	評価・換	算差額等		
	自己株式	株主資本 合 計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	新株予約権	純資産合計
平成25年1月1日残高	△217, 646	17, 306, 244	117, 127	117, 127	64, 124	17, 487, 496
事業年度中の変動額						
新 株 の 発 行		34, 827				34, 827
資本準備金からその他資本 剰 余 金 へ の 振 替		_		_		_
剰余金の配当		△544, 558		_		△544, 558
当 期 純 利 益		573, 094				573, 094
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純 額)		_	5, 300, 408	5, 300, 408	△24, 325	5, 276, 083
事業年度中の変動額合計	_	63, 362	5, 300, 408	5, 300, 408	△24, 325	5, 339, 446
平成25年12月31日残高	△217, 646	17, 369, 607	5, 417, 536	5, 417, 536	39, 798	22, 826, 942

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

- 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記
 - (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - 1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)を採用しております。
 - ② 子会社及び関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
 - ③ その他有価証券(営業投資有価証券を含む)
 - 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。 (評価差額は全部 純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しておりま す。)

- ・時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。
- ・投資事業有限責任組合等への出資 入手可能な直近の決算書に基づき、組合の損益のうち当社の持分相当額を 加減する方法によっております。
- 2) たな卸資産評価基準及び評価方法
- ① 仕掛品 主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価 切り下げの方法により算定)を採用しております。
- ② 貯蔵品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿 価切り下げの方法により算定)を採用しております。

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - 1) 有形固定資産(リース資産を除く)

主として定率法によっております。

但し、平成10年4月1日以降取得した建物 (建物附属設備を除く) について は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物

5~18年

工具器具備品

5~10年

2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

但し、自社利用ソフトウェアについては社内利用可能期間 (5年) に基づく 定額法によっております。

3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零とする定額法によっております。

- (3) 重要な引当金の計上基準
 - 1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の 支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

- (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - 1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。

該当事項はありません。

理結納税制度を適用しております。 (5) 計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更

2. 会計方針の変更に関する注記

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成25年1月1日以後に 取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に 変更しております。

なお、これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

3. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表)

前事業年度において、独立掲記しておりました「無形固定資産」の「電話加入権」は明瞭性を高める観点から表示科目の見直しを行い、当事業年度では「無形固定資産」の「その他」に含めて表示しております。なお、当事業年度の貸借対照表において、「無形固定資産」の「その他」に含めている「電話加入権」は722千円であります。

4. 追加情報に関する注記

当事業年度に当社にて投資育成事業を開始し、投資目的の有価証券の取得及び 売却等を営業取引として行うことになったため、貸借対照表上、投資育成目的の 有価証券を流動資産の「営業投資有価証券」に、また、損益計算書上、当該有価 証券に係る損益を「売上高」及び「売上原価」に計上しております。

また、株式会社ホットリンクについては、当事業年度に同社の株式を譲渡し、連結の範囲から除外したため、残存分についてその保有目的を見直した結果、所有目的を投資育成事業目的に変更し、営業投資有価証券に振り替えております。

これらにより、貸借対照表の流動資産が9,142,620千円増加し、固定資産が同額減少しており、損益計算書の売上高が599,182千円、売上原価、販売費及び一般管理費が326,139千円増加し、営業利益及び経常利益が273,043千円増加しております。

なお、税引前当期純利益への影響はありません。

- 5. 貸借対照表に関する注記
- (1) 担保資産及び担保付債務 該当事項はありません。
- (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

売掛金 1,768,973千円

未収入金 598,800千円 買掛金 517,245千円

未払金 123,026千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

194,543千円

(4) 偶発債務

子会社の仕入先に対する買掛金1,169,724千円について債務保証を行っております。

6. 損益計算書に関する注記

各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

営業取引

売上高 17,928,852千円

営業取引以外の取引

受取利息10,152千円業務受託料103,173千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増力	1 減	少	当事業年度末
自己株式					
普通株式 (株)	2, 200	437	, 800	_	440, 000

⁽注) 当社は平成25年1月1日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。 普通株式の自己株式の増加437,800株は、株式分割によるものです。

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	169,723千円
賞与引当金	58,239千円
未払事業税	44,366千円
資産除去債務	34,121千円
投資有価証券評価損	181,213千円
投資簿価修正額	44,276千円
減損損失	28,722千円
その他	31,289千円
繰延税金資産小計	591,952千円
評価性引当額	△213,914千円
繰延税金資産合計	378,037千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	3,317,086千円
その他	20,440千円
繰延税金負債合計	3,337,527千円
繰延税金負債の純額	2,959,489千円
注) 繰延税金負債の純額は貸借対照表の以下	下の項目に含まれております。

(注) 繰延税金負債の純額は貸借対照表の以下の項目に含まれております。 固定資産・繰延税金資産 183,696千円

流動負債・繰延税金負債

3, 143, 185千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社	株電は ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	米 八 印	74, 609	広告業	 (被所有 間接 16.62%)	営業取引 役員の兼任	広告売上 取引 (注2)	16, 852, 872	売掛金	1, 674, 346

- (注1) 取引金額には消費税等は含まれておりません。
- (注2) 取引金額については、市場価格等を勘案したうえで決定しております。

(2) 子会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 クラシフ ァイド	東京都千代田区	119	広告の企画・販売	66. 01% (—)	債務保証 役員の兼任	債務保証 (注2)	620, 710	_	
子会社	クロスフ ィニティ 株式会社	東京都千代田区	30	広告の企画・販売	66. 67% (—)	債務保証 営業取引 役員の兼任	債務保証 (注2) 仕入取引 (注3)	345, 805 5, 065, 360	買掛金	— 387, 469
子会社	ソウルド アウト 株式会社	東京都千代田区	50	インター ネット広 告業	100. 00% (—)	仕入の代理 購入 役員の兼任	代理購買 (注3) 業務受託料 (注3)	2, 131, 621 60, 001	未収入金 その他 流動資産	402, 231 6, 750
子会社	eMFORCE Inc.	韓国ソウル市	272	インター ネット広 告業	88. 50% (—)	資金貸付	資金貸付 利息の受取 (注4)	200, 000 5, 628	関係会社 長期貸付金 その他 流動資産	500, 000 1, 427
子会社	O P T America, Inc.	米国 カリフォ ルニア州	2, 384	米国にお ける情報 収集等	100.00% (—)	増資払込 役員の兼任	増資の引受 (注5)	2, 029, 096	_	_

- (注1) 取引金額には消費税等は含まれておりません。
- (注2) 仕入取引の一部について連帯保証を行っております。
- (注3) 取引金額については、市場価格等を勘案したうえで決定しております。
- (注4) 取引金額については、市場金利等を勘案し利率を合理的に決定しております。
- (注5) 増資の引受は、OPT America, Inc. が行った増資を全額引き受けたものであります。

(3) 兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
その他の関係会社の子会社	株サーニョ式通社 大イコン株電会 さーズ社子 大イコン株電会	東京都	490	インター ネット広 告事業	_ (—)	営業取引	広告媒体 の仕入取 引(注2)	7, 505, 857	買掛金	722, 931

- (注1) 取引金額には消費税等は含まれておりません。
- (注2) 取引金額については、市場価格等を勘案したうえで決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額

773円 13銭

1株当たり当期純利益

19円 46銭

当社は、平成25年1月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。

11. 重要な後発事象に関する注記

(取得による企業結合)

当社は、平成26年1月31日開催の取締役会において、スキルアップ・ビデオテクノロジーズ株式会社(以下、スキルアップ VT 社)の発行済株式の85.0%を取得し子会社とすることを決議し、平成26年2月18日に株式譲渡契約を締結いたしました。

- (1) 企業結合の概要
- ① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 スキルアップ・ビデオテクノロジーズ株式会社 事業の内容 デジタルコンテンツ配信プラットフォームの提供事業

② 企業結合を行った主な理由

当社は、今後市場の急拡大が見込まれる『動画広告分野』へ重点的に社内リソースや資金を投下し、ノウハウや市場シェアの獲得に向け注力しております。

このような状況の中、既に動画広告のノウハウを保有し、動画配信プラットフォーム事業を展開するスキルアップ VT 社の株式を取得 (子会社化) することにより、当社及びスキルアップ VT 社双方にとって企業価値の最大化に繋がるものと考え、スキルアップ VT 社の株式を取得することといたしました。

本件により、当社グループは動画広告市場におけるシェア拡大を見込み、お客様のROI最大化に向けたeマーケティングバリューチェーンの構築・強化に繋がるものと考えております。

- ③ 企業結合日 平成26年2月18日
- ④ 企業結合の法的形式 金銭による株式の取得
- ⑤ 結合後企業の名称 名称の変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率企業結合直前に所有していた議決権比率企業結合日に取得した議決権比率取得後の議決権比率

--%

85.0%

85.0%

- ⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠 当社が金銭を対価として株式を取得したためであります。
- (2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価2,203,999千円取得に直接要した費用(概算)9,800千円取得原価2,213,799千円

- (3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間 現時点では確定しておりません。
- (4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳 現時点では確定しておりません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年2月17日

株式会社オプト

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オプトの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監查意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オプト及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年2月17日

株式会社オプト 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 紫 務 執 行 社 員 公認会計士 山 本 守 ⑩

指定有限責任社員 公認会計士 坂井知倫 ®

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オプトの平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が 作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等 及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業 報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - 四 事業報告に記載されている株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について は、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該 基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目 的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年2月24日

株式会社オプト 監査役会

常勤監査役 (社外監査役) 社外監査役 大 原 猛 卿 社外監査役 呉 雅 俊 與 社外監査役 山 上 俊 夫剛

(注) 監査役石崎信明氏、監査役大原猛氏、監査役呉雅俊氏及び監査役山上俊夫氏は、会社法第2 条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。 期末配当に関する事項

第20期の期末配当につきましては、株主の皆様の日頃のご支援に報いるため、1株当たり配当金を8円50銭とし、東証一部への市場変更の記念配当15円と合わせて、1株当たり23円50銭といたしたいと存じます。

- 配当財産の種類
 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金23円50銭といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、692,639,000円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 平成26年3月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員(6名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において、より機動的に意思決定が行えるよう、取締役1名を減員し、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、	当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	はち を始 のぼる 鉢 嶺 登 (昭和42年6月22日生)	平成3年4月 平成6年3月 平成13年3月 平成18年1月 平成20年3月 平成21年3月	森ビル㈱入社 (侑デカレッグス〈現在の当社〉設立 同社代表取締役社長 当社代表取締役社長CEO 当社代表取締役社長CVO 当社代表取締役会長CVO 当社代表取締役社長CEO〈現任〉	0株
2	いしばしましただ 石 橋 宜 忠 (昭和42年7月31日生)	平成4年4月 平成16年1月 平成20年4月 平成21年3月 平成25年3月 平成25年4月	等松・トウシュロス コンサルティン グ㈱〈現デロイト トーマツ コンサ ルティング㈱〉入社 川瀬産業㈱入社 当社執行役員CFO 当社取締役CFO 当社取締役COO〈現任〉 OPT America, Inc. 代表取締役社長〈現任〉	69, 400株

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歷、	当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	の うち あつし 野 内 敦 (昭和42年12月21日生)	平成3年4月 平成8年10月 平成11年3月 平成15年2月 平成16年2月 平成18年1月 平成22年3月 平成23年7月	森ビル㈱入社 当社入社 当社取締役 当社取締役事業本部長 当社取締役CMO 当社取締役COO 当社取締役〈現任〉 ㈱Platform ID代表取締役社長〈現任〉	870,000株
4	いか きり りゅう きち 岩 切 隆 吉 (昭和53年4月16日生)	平成13年4月 平成15年9月 平成18年1月 平成18年7月 平成22年1月 平成23年3月 平成25年12月	(㈱エフアンドエム入社 当社入社 当社コンテンツ本部企画部長 当社SEM本部コンサルティング部長 当社執行役員 当社取締役〈現任〉 glocom, Inc. 董事長〈現任〉	800株
5	大久保 党 彦 (昭和41年9月6日生)	平成4年4月 平成14年9月 平成21年4月 平成22年1月 平成22年6月 平成23年3月	(㈱長銀総合研究所入社 (㈱電通入社 同社ビジネス統括局企画調査部長 同社デジタル・ビジネス局事業戦略部長 (㈱電通デジタル・ホールディングス 取締役執行役員	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はございません。
 - 2. 大久保克彦氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 大久保克彦氏は、電通グループのデジタル・ビジネス領域における事業戦略に長年携わっており、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
 - 4. 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。 当社は大久保克彦氏との間で、当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任に ついて、その損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を限度として限定する契約を締 結しております。なお、大久保克彦氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継 続する予定であります。
 - 5. 鉢嶺登氏が全株式を保有する同氏の資産管理会社であるHIBC株式会社は、当社株式 4,811,600株を保有しています。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役山上俊夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに社外監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名	略歴、当社における地位	所有する
(生年月日)	(重要な兼職の状況)	当社株式数
やま うえ とし お 山 上 俊 夫 (昭和41年2月14日生)	平成9年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 平成18年3月 当社社外監査役〈現任〉 平成18年4月 やまうえ法律事務所開設〈現任〉	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別な利害関係はございません。
 - 2. 山上俊夫氏は、社外監査役候補者であります。 同氏は、平成18年3月に当社の監査役に就任し、社外監査役としての在任期間は、本総会 終結の時をもって8年となります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法 で会社経営に関与したことはありませんが、前在任期間において弁護士として培われた専 門的な知識及び経験に基づき、有益助言と独立した立場から適切に監査を行ったことから、 当社の社外監査役として適任であると判断しております。
 - 3. 社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。 当社は山上俊夫氏との間で、当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、その損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額を限度として限定する契約を締結しております。なお、山上俊夫氏の再任が承認された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。

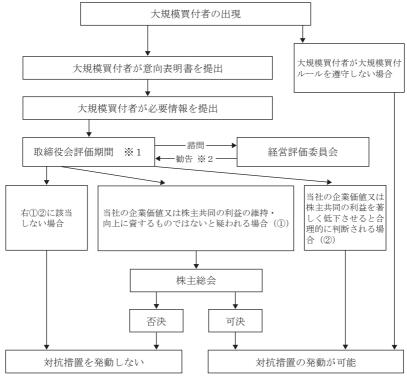
第4号議案 当社株式に対する大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)継続の 件

当社は、平成25年3月28日の第19回定時株主総会にて、「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)」(以下「本施策」といいます。)について、平成26年3月31日を期限として継続する旨を決議しておりますが、本施策を平成26年4月1日から平成27年3月31日まで継続することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、当社社外監査役4名のいずれの監査役も本施策の具体的運用が適正に 行われることを条件として、本施策の導入に賛同する旨の意見を述べておりま す。

【本施策のフローチャート】

本チャートは、あくまで大規模買付ルールに対する理解に資することのみを目的として参考に作成されています。本施策の詳細については、2. 本施策の内容をご参照ください。



- ※1 取締役会評価期間は原則として、60日又は90日以内としますが、当社取締役会決議により30日間を上限として延長することができるものとし、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由について速やかに株主及び投資家の皆様へ開示いたします。
- ※2 経営評価委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、又は、当社の企業価値もしくは株主共同の利益の維持・向上に資するものではないと疑われるため、対抗措置の発動について最終的に株主意思を確認するのが適当である旨を勧告し、当社取締役会は、この勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動に関して決議を行います。また、必要に応じて株主の皆様の意思を確認いたします。

1. 本施策導入の目的

当社取締役会は、当社が株式を公開している、いわゆる上場企業である以上、当社株式の自由な売買がなされることは至極当然であるとの認識のもと、もし当社株式に対して、大規模買付行為を行う特定株主グループが出現したとしても、その大規模買付行為に応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかしながら、後述するように、株主の皆様が当社株式の売却を行うか否かを判断するにあたっては、十分な情報が株主の皆様に提供されることが極めて重要であり、もし十分な情報提供がなされない場合には、株主の皆様の利益を大きく毀損する恐れがあると考えております。

従いまして、当社取締役会としましては、株主の皆様の適切な判断に資するため、 大規模買付行為に関する情報が大規模買付者から提供された後、これを評価・検討 し、また、経営評価委員会の勧告を受けて取締役会としての意見を形成したのちに それらを開示し、さらに、必要に応じて株主意思を確認の上、大規模買付者と交渉 したり、株主の皆様へ代替案を提示することが、取締役会として当然の責務である と考えております。

加えて、当社はインターネット広告を中心としたeマーケティング事業(顧客のインターネット上でのマーケティング活動を支援する事業)を展開しており、下記のような事業特性を前提とした経営のノウハウ、ならびにインターネットやマーケティングに関する知識・経験を有する従業員、取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等が重要であり、これらへの理解が当社の企業価値の維持・向上には不可欠であると考えております。現在の主な事業分野は広告・ソリューション事業分野、データベース事業分野、ソーシャル&コンシューマ事業分野、海外事業分野及び投資育成事業分野となっております。

広告・ソリューション事業分野においては、単体のインターネット広告販売及び広告制作、ウェブサイト開発、SEOソリューションサービス、eマーケティングを支援する各種ソリューションの提供、オムニチャネル開発販売を行っており、連結子会社の株式会社クラシファイドがYahoo!不動産新築及び中古物件情報などのクラシファイド広告の取り扱い、ソウルドアウト株式会社が中堅・ベンチャー企業向けにインターネット広告の取り扱いを行っております。また、クロスフィニティ株式会社がSEOソリューションサービス及びメディアコンサルティングサービス、株式会社エスワンオーインタラクティブが広告主向けにインターネットマーケティングの戦略的運用を支援するトレーディングデスクを提供しております。同事業において、取り扱う広告は純広告や検索連動型広告、スマートデバイス・モバイル向け広告など多岐にわたります。また、インターネット広告市場の拡大、インターネットを利用したコミュニケーションや購買が定着するなか、顧客の大型化やニーズの複雑

化・高度化が進展しており、当社がこれまで培ったインターネット広告における企画提案力や顧客・取引先との関係性などは当事業分野に必須な要素であります。

データベース事業分野においては、単体がインターネット広告の効果測定システムやサイト内解析システムなどのラインナップを備える「ADPLAN(アドプラン)」シリーズの開発を行っております。また、株式会社Platform IDがオーディエンスターゲティング広告配信ツール「Xrost(クロスト)」シリーズの開発販売、株式会社Consumer firstがデータ分析及び解析サービスの提供を行っております。同事業において提供する各種サービスは顧客から高い信頼を得ており、その開発・運用販売にはインターネット広告の効果測定やサイト内解析などに関する専門的な知識・見識及び開発・運用に関わるノウハウが求められます。

ソーシャル&コンシューマ事業分野においては、株式会社モバイルファクトリーが、ゲームアプリの企画開発・販売及び着メロ、占いなどのモバイルコンテンツの提供、株式会社コンテンツワンが、Webアプリケーション系に特化した開発、コンサルティング、育成事業、株式会社マルチメディアスクール・ウェーヴがIT-WEB系に特化した技術者育成事業を行っております。

海外事業分野においては、韓国のeMFORCE Inc. (エムフォース) がインターネット広告サービス、台湾のglocom, Inc. がインターネット広告運用事業、OPT America, Inc. が米国におけるコンサルティング事業等を行っております。

投資育成事業分野においては、平成25年第2四半期より単体でインターネット関連ベンチャー企業への投資等を行っております。

このような当社の事業に対する理解なくして当社の企業価値の把握は困難であり、 株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価・検討するに際しては、大 規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営について株主 の皆様から委任を受けており、当社の事業特性を十分理解している当社取締役会の 評価・意見等も含めた十分な情報が提供されることが必要不可欠と考えております。

以上の考え方に基づき、当社取締役会としては、以下の内容の大規模買付行為における一定のルールを策定いたしました。かかるルールに則り、当社取締役会は、株主の皆様が大規模買付行為に対する判断を行うために必要かつ十分な情報を収集・提供し、また、適宜、経営評価委員会の勧告とあわせて、これを評価・検討して取締役会としての意見をまとめて公表することとし、さらに、大規模買付者に対して大規模買付ルールの順守を求め、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合、又は、大規模買付ルールに則っていたとしても、大規模買付行為が株主の皆様の共同の利益を著しく損なう場合等には、必要に応じて株主意思を確認の上、当社取締役会がその時点で適切と考える一定の措置を講じることができるものといたします。

一般に、大規模買付行為に対する取締役会の対応によっては、本施策のような施策が現経営陣の保身に利用され、また、不当に株主の株式売却に対する自由を妨害することにつながるという弊害も指摘されているところでありますが、本施策は、あくまで株主の皆様が自由な意思決定を行うための前提として必要な情報・機会を確保することを目的として、それに必要かつ相当なルールを設定するものであり、かかる弊害は生じないものと考えております。

2. 本施策の内容

- (1) 大規模買付ルール
 - [1] 取締役会に対する情報提供

大規模買付ルールの対象となる行為は、特定株主グループ (注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについても、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、次の各号に定める事項等を記載し又は記載した資料を添付した「大規模買付意向表明書」(以下「意向表明書」といいます。)を提出して頂きます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な評価・検討を行うことを目的としております。

- ① 大規模買付者の名称(商号/氏名)、本店所在地/住所、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内の連絡先
- ② 大規模買付行為に係る特定株主グループ(大規模買付者を含む。)の概要 (沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3ヵ年の 有価証券報告書又はこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。)
- ③ 大規模買付行為の目的及び具体的内容
- ④ 大規模買付行為に係る特定株主グループ(大規模買付者を含む。)の株券 等保有割合及び保有株券等の数
- ⑤ 大規模買付行為における当社株券等の取得価格の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報等)、取得資金の裏付け、ならびに資金調達の具体的内容及び条件
- ⑥ 大規模買付行為に係る特定株主グループ(大規模買付者を含む。)が当社 の経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務 政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標 数値及び算出根拠、ならびに役員候補者及びその略歴

- ⑦ 大規模買付行為の実行に際しての、第三者との意思連絡の有無及び意思連絡がある場合におけるその内容
- ⑧ 大規模買付行為に係る特定株主グループ(大規模買付者を含む。)と当社 の主要取引先との間の従前の取引関係及び競合関係
- ⑨ 大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社 の役割
- ⑩ 当社の従業員、主要取引先、顧客その他の当社の利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
- ・ 現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に 関する情報
- ② 意向表明書の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載又は記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓
- ③ 既存の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
- ④ その他、当社取締役会が合理的に必要と判断し、提出を求める情報

なお、大規模買付者が提出した意向表明書に記載された情報が不十分であると認められる場合、その他当社取締役会が必要と判断する場合、当社取締役会が、大規模買付者に対し追加的に情報提供を求めることがあります。また、大規模買付者が提出した意向表明書に記載された情報は、株主の判断に必要かつ適切と認められる範囲において、当社取締役会が必要かつ適切と判断した時点で、その全部又は一部を開示いたします。

[2] 取締役会における評価及び検討

大規模買付者には、意向表明書による当社取締役会に対する情報提供を完了した日から60日間(大規模買付行為が、現金のみを対価とする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)又は90日間(その他の大規模買付行為の場合)(以下「取締役会評価期間」といいます。)が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととして頂きます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、意向表明書の評価及び検討、大規模買付者との交渉及び協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主に対する代替的提案の作成及び提示等を行う機会を与えて頂くためです。なお、大規模買付行為の態様により、当社取締役会はかかる取締役会評価期間を取締役会決議により30日間を上限として延長することができるものとし、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由について速やかに株主及び投資家の皆様へ開示します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、経営評価委員会に諮問し、また、必要に応じて弁護士、公認会計士及び投資銀行等の外部専門家等の助言を得ながら、意向表明書によって提供された情報の評価及び検討を行い、当該大規模買付行為又は当該大規模買付者の提案に係る経営方針等についての当社取締役会

としての意見を慎重に取りまとめます。かかる意見の取りまとめに際しては、 当該大規模買付行為が株主共同の利益を向上させるものか否かという観点から、 買付条件、当該大規模買付行為が株主共同の利益に与える影響等について当該 大規模買付者による提案の内容や当該大規模買付者の属性・資力等を勘案いた します。

また、当該大規模買付行為に関する条件の改善により当該大規模買付行為が 株主共同の利益に資するものとなる可能性があると、当社取締役会が判断した 場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交 渉及び協議を行い、必要に応じて、当社取締役会として、株主に対し、当社の 経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

「3] 株主意思確認のための株主総会

当社取締役会は、大規模買付者から受領した情報を分析・検討した結果、大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画等が不合理であると疑われる場合、当社取締役会の経営方針及び事業計画等(大規模買付者による大規模買付後の経営方針及び事業計画等に対する代替案を含みます。)に劣ると疑われる場合、その他当社の企業価値又は株主共同の利益の維持・向上に資するものではないと疑われる場合には、直ちにその旨を公表し、速やかに株主意思確認のための株主総会を招集して、対抗措置の発動の要否に関する議案を付議します(ただし、実務上の手続等を勘案して、既に開催することが予定されている株主総会において付議することが、より迅速かつ適切であると判断する場合には、当該株主総会において議案を付議します。)。なお、当社取締役会は、経営評価委員会の勧告(後記(3))を最大限尊重して当該検討を行った結果、株主総会を開催することなく対抗措置を発動する場合があります。

[4] 大規模買付行為の開始可能時期

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後(株主意思確認のための株主 総会が招集された場合には、当該株主総会において対抗措置の発動に関する議 案が否決された後)にのみ開始することができるものとします。

[5] 企業価値を低下させる買収に該当しないと判断した場合

当社取締役会は、上記[2]の評価・検討の結果、あるいは、それ以前であっても、大規模買付者による大規模買付行為が当社の企業価値又は株主共同の利益を著しく低下させる買収には該当しないと判断した場合は、対抗措置を発動しない旨を直ちに決議し公表します。

(2) 大規模買付行為への対応方針

[1] 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合、当社取締役会は、株主に対する無償割当の方法による新株予約権の発行、その他会社法等の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものとします。大規模買付対抗措置として発行されうる新株予約権の募集事項の概要は、別紙1に定めるとおりとします。この新株予約権には、議決権割合が一定以上である特定株主グループに属さないことなどの行使条件を付する場合があります。

[2] 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、代替案の提示、大規模買付者との交渉、当社株主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置をとることはいたしません。

もっとも、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模 買付行為が当社の企業価値又は当社株主共同の利益を著しく低下させると合理 的に判断される場合、当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを順 守しない場合と同様の大規模買付対抗措置を決議することができるものとしま す。

- (i) 当該大規模買付行為の目的が、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株券等を当社関係者に引き取らせることにある場合(いわゆるグリーンメイラーの場合)
- (ii) 当該大規模買付行為の目的が、主として、当社の事業経営上必要な動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先、顧客等その他の当社の資産を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ(大規模買付者を含む。) に移譲させること(いわゆる焦土化経営)にある場合
- (iii) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、又は明確にしないで、公開買付等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合
- (iv) 当該大規模買付行為の目的が、主として、当社の資産の全部又は重要な一部を当該大規模買付行為に係る特定株主グループ (大規模買付者を含む。)の債務の担保や弁済原資として流用することにある場合
- (v) 当該大規模買付行為の目的が、主として、当社の保有する事業設備の全部 又は重要な一部の譲渡、賃貸、担保供与その他の処分にある場合

- (vi) 当該大規模買付行為の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、 当社の所有する有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益 をもって一時的な高配当をさせるか、又は一時的高配当による株価の急上 昇の機会を狙って株券等の高価売り抜けをすることにある場合
- (vii) いわゆる反社会的勢力(犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ『企業が反社会的 勢力による被害を防止するための指針』において定義される「反社会的勢力」を指し、以下同様とします。)又は反社会的勢力の支配・関与を受け た個人・団体による大規模買付行為である場合
- (viii) 大規模買付者による大規模買付行為後の経営方針及び事業計画が著しく不合理であると判断される場合
- (ix) 当社取締役会の経営方針及び事業計画 (大規模買付者による大規模買付行 為後の経営方針及び事業計画に対する代替案を含みます。) に著しく劣る と判断される場合

また、株主意思確認のための株主総会において、対抗措置の発動が承認された場合にも、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合と同様の大規模買付対抗措置を発動することができるものとします。

(3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会は、大規模買付者から必要な情報が提供された場合、速やかに取締役会から独立した組織として設置される経営評価委員会にかかる情報を上程し、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを諮問します。

経営評価委員会は、当社取締役会からの諮問に基づき、外部専門家の助言を受けるなどしながら意見を取りまとめ、当社取締役会に対して対抗措置の発動が適当か否か、対抗措置(現段階で想定されるものとしては、別紙1のとおりですが、経営評価委員会は、これに限ることなく、会社法上許される措置のなかで、最適なものを勧告します。)として適当なものは何か、あるいは発動の適否の判断が困難なので最終的に株主意思を確認するのが適当であるか否かを勧告し、当社取締役会は、この勧告を開示した上で、この勧告を最大限尊重して、対抗措置を発動するか否か又は株主総会の招集に関して決議を行います。なお、当社取締役会が経営評価委員会に諮問して勧告を受けるまでの期間は、(1) [2] に定める取締役会評価期間に含まれます。

ただし、経営評価委員会は一度本対抗措置の発動を勧告した後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日(別紙1「株主割当により新株予約権を発行する場合の概要 9. 新株予約権の行使期間」をご参照ください。)の前日までの間、本対抗措置の発動の中止、又は本対抗措置の発動として割り当てられた新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i) 大規模買付者等が大規模買付行為等を中止・撤回した場合等により大規模 買付行為等が行われなくなった場合
- (ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、大規模買付者等による大規模買付行為等が本施策に定める手続を順守することになるか、又は(2)[2]「大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合の(i)~(ix)に定める要件のいずれにも該当しないか、又は該当しても本対抗措置を発動することもしくは本対抗措置の発動として割り当てられた新

経営評価委員会の概要及び経営評価委員会の委員の略歴は別紙2のとおりです。

(4) 本施策の有効期限ならびに廃止及び変更

株予約権の行使を認めることが相当でない場合

本施策は、当社第20回定時株主総会において、本ルールの導入をお諮りすることにより、株主の皆様のご信任を得た上で導入するものとします。

そして、本施策は、当社第20回定時株主総会決議の日より継続を開始し、その有効期限は、特段の事情のない限り、平成27年3月31日までといたします。本施策を継続する場合は、平成27年3月開催予定の当社第21回定時株主総会に議案として上程し、審議・決定いたします。また、当社取締役会は、企業価値及び株主共同の利益の維持向上の観点から、必要に応じて廃止を含め適宜本施策の内容を変更してまいりたいと存じます。

上記のとおり、本施策は当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けようとする者が、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本施策を廃止することが可能です。従って、デッドハンド型の買収防衛策(取締役の構成員の過半数を交代させてもなお、その発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は、平成18年9月28日開催の臨時株主総会における決議に基づき定款変更を行い、取締役任期を一年とし期差任期制を採用していないため、本施策はスロー・ハンド型の買収防衛策(取締役の交代を一度で行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策)でもありません。

- 3. 本施策が株主及び投資家に及ぼす影響について
 - (1) 大規模買付ルールが株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、本施策の導入は株主及び投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

本施策の導入は、むしろ、大規模買付行為に関する情報を株主及び投資家に提供することを可能とするものであり、株主及び投資家の利益に資するものであると考えております。

(2) 大規模買付対抗措置の発動が株主及び投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主が、その法的権利又は経済的利益に損失を被る可能性がありますが、それ以外の株主の法的権利又は経済的利益に格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。

当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び金融商品取引所規則に従いまして、適時に適切な開示を行います。大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定める割当日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、名義書換未了の株主には、当該基準日までに名義書換を完了して頂く必要があります。また、新株予約権の行使に際しては、株主には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行って頂く必要があり、かかる手続を行わない場合は、当該株主の議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるとの取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続を取ったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主は、金銭を払い込むことなく当社株式を受領することになります(なお、この場合、かかる株主には、別途、特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出頂くことがあります。)。

なお、本新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後において、当社が本新株予約権の無償割当を中止、又は無償割当された本新株予約権を無償取得する場合には、一株当たりの株式価値の希釈化は生じませんので、一株当たりの株式価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性があります。

4. 本施策の合理性

本施策は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る規則の趣旨に合致したものです。また、平成20年6月30日に公表された、経済産業省に設置された企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容に準拠しております。

注1:「特定株主グループ」とは、当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する大量保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。)及びその共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)又は当社の株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する秩券等をいいます。)の買付等(金融商品取引法第27条の2第1項に規定する費付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及び特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2:「議決権割合」とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)又は、(ii)特定株主グループが当社の株券等の大規模買付者及びその特別関係者である場合の当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。)の合計とします。なお、各株券等保有割合の算出にあたっては、総議決権(金融商品取引法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(金融商品取引法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものならびに大量保有報告書を参照することができるものとします。

注3:「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

別紙1

株主割当により新株予約権を発行する場合の概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、 その所有株式(ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。)100株につき1個の 割合で新株予約権を割り当てる。

2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、取締役会の決議により所要の調整を行うものとする。

3. 割り当てる新株予約権の総数

割り当てる新株予約権の総数は、新株予約権割当期日における当社の最終の発行 済株式総数と同数を上限として、取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割 り当てる新株予約権の総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約 権の割当てを行うことがある。

- 4. 新株予約権の効力発生日 取締役会が定める日とする。
- 5. 新株予約権の払込金額 無償とする。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円を下限とし、当社の株式の割当期日における時価の二分の一に相当する価額を上限として、当社取締役会が定める額とする。なお、出資の目的は金銭とする。

7. 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者(株券等を取得又は保有することが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。)等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

9. 新株予約権の行使期間

新株予約権の行使期間は、新株予約権の無償割当の効力発生日を初日とし、6ヵ月以内の範囲で取締役会が定める期間とする。

10. 新株予約権の取得条項

新株予約権には、行使期間開始日前日までの当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社が、全ての新株予約権を無償で取得することができる旨の条項(取得条項)を付する場合がある。また、上記7.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、これと引換えに当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

11. その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

別紙2

経営評価委員会の概要等

1. 経営評価委員の要件

経営評価委員会は、当社取締役会の過半数の承認を受けた以下の要件全てを満た す委員3名により構成される。

- ① 現在又は過去において、当社の取締役(社外取締役を除く。)、監査役(社外 監査役を除く。)又は従業員となったことがない者
- ② 現在又は過去において、当社の関係会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成 方法に関する規則」第8条第8項に定める関係会社をいい、以下同様とする。) の取締役(社外取締役を除く。)、監査役(社外監査役を除く。)又は従業員 となったことがない者
- ③ 現在又は過去において、当社又は当社の関係会社の取締役(社外取締役を除く。)、監査役(社外監査役を除く。)又は従業員であった者と配偶者、三親等内の血族及び姻族関係を有しない者
- ④ 企業経営についての一定以上の経験、知識を有する者

2. 委員の略歴

花堂靖仁(昭和16年8月9日生)

昭和55年3月 國學院大學教授

昭和56年3月 國學院大學大学院経済学研究科担当

平成15年3月 早稲田大学経営専門職大学院 (MBA) 教授

平成17年2月 経済産業省産業構造審議会新成長政策部会経営・知的資産小 委員会委員

平成19年4月 早稲田大学大学院商学研究科教授

平成21年2月 当社経営評価委員 (現任)

平成24年4月 國學院大學名誉教授(現任)

岸田雅雄(昭和21年5月29日生)

昭和49年4月 司法修習(第26期)終了

同神戸大学法学部助手

昭和51年4月 同大学法学部助教授

昭和60年4月 同大学法学部教授 平成16年4月 同大学名誉教授

同 早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授(現任)

平成21年2月 当社経営評価委員(現任)

大塚和成(昭和46年1月18日生)

平成11年4月 司法修習(第51期)終了

同 弁護士登録(第二東京弁護士会)(現任)

平成14年10月 東京商工会議所企業行動規範特別委員会幹事

平成17年5月 公益社団法人能楽協会監事(現任)

平成18、19年度 明治学院大学法科大学院非常勤講師(会社法)

平成21年2月 当社経営評価委員(現任)

平成23年7月 二重橋法律事務所設立、代表パートナー(現任)

平成25年6月 株式会社CDG社外監査役(現任)

経営評価委員会規則

(目 的)

第1条 企業価値及び株主共同の利益の維持・向上に向けた取組みについて外部から 客観的な意見を求め、株式会社オプト(以下「当社」という)のガバナンス 機能を強化するために、経営評価委員会(以下「委員会」という)を置く。

(構成)

- 第2条 委員会は、以下の各号の要件を全て満たす者の中から、取締役会の決議を得て選任される経営評価委員(以下「委員」という)3名以上により構成される。なお、この決議は、取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 現在又は過去において、当社の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社 外監査役を除く)又は従業員となったことがない者
 - (2) 現在又は過去において、当社の関係会社(「財務諸表等の用語、様式及び 作成方法に関する規則」第8条第8項に定める関係会社を指し、以下同様 とする)の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)又 は従業員となったことがない者
 - (3) 現在又は過去において、当社又は当社の関係会社の取締役(社外取締役を除く)、監査役(社外監査役を除く)又は従業員であった者の配偶者、三親等内の血族及び姻族関係を有しない者
 - (4) 企業経営についての一定以上の経験、知識を有する者
 - 2) 委員会は、委員の互選により委員長を選任する。

(大規模買付ルールの遵守)

第3条 委員は、当社に大規模買付ルールが導入されている場合、本規則に定められている事項に加え、当該ルールを遵守する。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主 総会の終結後最初に開催される取締役会の終結の時までとする。但し、再任 を妨げない。
 - 2) 委員は何時にても取締役会の決議をもって解任することができる。但し、この決議は、取締役の過半数が出席し、その議決権の過半数に当たる多数をもって行わなければならない。

3) 委員は、前項に基づき解任された場合といえども、当社に対して解任によって生じた損害の賠償を請求することはできない。

(委員会の開催)

- 第5条 定例委員会は、四半期に一度開催するほか、必要あるごとに臨時委員会を開催する。
 - 2) 取締役社長は、重要な経営事項について、委員会の提言を求める必要がある 場合には、委員に対し、臨時委員会の開催を求めることができる。
 - 委員会の開催は、委員の3分の2以上の出席を必要とする。
 - 4) 委員長は、審議又は報告のため、取締役、監査役、従業員、会計監査人その他の第三者を委員会に出席させることができる。

(招 集)

- 第6条 定例委員会は、委員長が招集する。臨時委員会は、委員長以外の委員も招集 することができる。
 - 2) 委員会の招集通知は、各委員に対して会日の3日前までに発する。但し、緊 急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。
 - 3) 委員会は、委員全員の同意がある場合、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(委員会の運営)

- 第7条 委員会の決議は、出席した委員の過半数の決議によって決定する。
 - 2) 本規則に定めるほか、委員会の運営に関する詳細は、委員会の決議により決定する。

(ガバナンスの評価・提言)

- 第8条 委員会は、取締役会から経営の基本方針及びその履行状況等の企業価値及び 株主共同の利益の維持・向上に向けた取組み並びに重要な経営判断等につき 報告を受け、当社のガバナンス状況の適否、改善すべき事項等について協議 を行う。
 - 2) 委員会は、前項の協議を踏まえてそれぞれ当社のガバナンス状況を評価のうえ、取締役社長に対し、ガバナンス機能の強化に関する提言を行う。
 - 3) 前項の提言は、原則として各委員が書面(電磁的方法を含む)により個別に 実施する。但し、委員会において提言方法を特に定めたときは、これに従う ものとする。

(委員会の費用請求)

第9条 委員会が、その職務の執行につき費用を支出しようとするときは、当社に前 払いを請求することができる。当社は、その費用負担が委員会の職務の執行 に必要でないことを証明した場合でなければ、これを拒むことができない。

(委員の権限)

- 第10条 委員は、いつでも、取締役、監査役又は従業員に対して、その職務の執行に 関する事項又は当社の業務及び財産の状況について報告を求めることができ る。
 - 2) 委員は、委員会の権限を行使するために必要があるときは、当社の関係会社 に対して営業状況又は業務及び財産の状況について報告を求めることができる。
 - 3) 委員は、前二項に定める聴取の方針について委員会の決議があるときは、これに従うものとする。

(事務局)

第11条 委員会の招集事務、議事録の作成、その他委員会運営に関する事務はC00が指 名した従業員がこれにあたるものとし、C00が管掌する。

(報酬)

第12条 委員が受けるべき報酬は、取締役会決議をもって定める。

(主管部署)

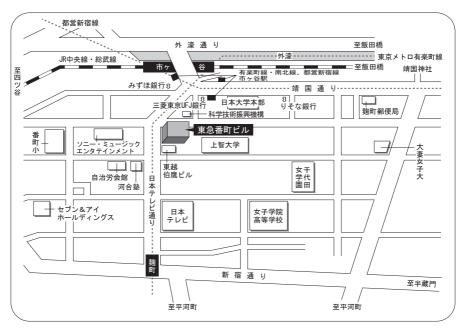
第13条 本規則は、C00が主管する。

(規則の改廃)

第14条 本規則の改廃は、委員の了承を得たうえで、取締役会の決議又は職務権限規程に基づく稟議による決裁をもって行う。

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区四番町6番 東急番町ビル 当社5階会議室



交通のご案内

- ・JR中央線・総武線「市ヶ谷駅」 徒歩3分 東京メトロ有楽町線・南北線、都営新宿線 「市ヶ谷駅」3番出口 徒歩3分
- ・東京メトロ有楽町線「麹町駅」6番出口 徒歩5分